

藤岡市農業委員会
令和2年第1回
定例会議事録

令和2年1月7日招集

令和2年藤岡市農業委員会第1回定例会議事録

令和2年1月7日、藤岡市農業委員長 浦部 隆は、令和2年藤岡市農業委員会第1回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第 1号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について
議案第 6号 農用地利用配分計画（案）について
議案第 7号 藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見について
報告第 1号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について
報告第 2号 農地法関係出願等について

[出席農業委員]（14名）

- | | | | | | | | |
|------|-------|------|-------|------|-------|------|--------|
| 1 番 | 折茂 高弘 | 2 番 | 堀米 幸子 | 3 番 | 関根 隆雄 | 4 番 | 福田 俊太郎 |
| 5 番 | 村島 光一 | 6 番 | 浦部 隆 | 7 番 | 生方 康正 | 8 番 | 平井 正子 |
| 9 番 | 中村 勉 | 10 番 | 岩下 次夫 | 11 番 | 秋山 幸夫 | 12 番 | 浅見 健司 |
| 13 番 | 黒澤 義雄 | 14 番 | 高田 孝雄 | | | | |

[欠席農業委員]（なし）

[出席農地利用最適化推進委員]

- | | | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|------|
| 1 番 | 新井 浩一 | 2 番 | 渡邊 義晴 | 3 番 | 青柳 章 | 4 番 | 廣瀬 勉 |
| 5 番 | 堀越 豊 | 6 番 | 牧野 文典 | 7 番 | 木村 正徳 | | |

[事務局]

- | | | | |
|-------|-------|--------|-------|
| 事務局 長 | 秋山 弘和 | 事務局 次長 | 高田 克巳 |
| 係 長 | 梅澤 秀夫 | 主 任 | 八木 眸美 |
| 主 事 | 松本 峻 | | |

（開 会 15時00分）

事務局次長 ただ今より令和2年第1回定例会を進行させていただきます。開会に当たりまして、浦部会長より挨拶をお願いいたします。

（会長挨拶）

事務局次長 ありがとうございます。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長 ただ今より、令和2年第1回農業委員会定例会を開会いたします。
委員総数14名中、出席委員14名でありますので本定例会は成立いたします。

議事録署名委員を指名いたします。11番秋山委員、12番浅見委員の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第1号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長 議案第1号整理番号1番について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決いたします。議案第1号整理番号1番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第1号整理番号1番については申請のとおり決定します。

続きまして、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、以上3議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査は下欄に指定されておりますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、ただ今より休憩いたします。

(15時04分 休憩)

(16時01分 再開)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。

それでは、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番の 1 件です。

整理番号 1 番は、西平井の O さんが、経営規模の拡大を図るため、西平井の農地 2 筆、1,016 m²を贈与で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書 19 ページの調査書にあるとおり農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 2 号整理番号 1 番について 1 班の班長さんより報告がありました。採決に入りますが、その前に農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により本議案に関する委員は、審議終了まで退席をお願いします。

(関係委員退席)

議長 それでは、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 2 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 2 号整理番号 1 番は許可と決定します。

(関係委員着席)

議長 続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 2 番の 1 件です。

整理番号 2 番は、中栗須の U さんが、経営規模の拡大を図るため、岡之郷の農地 1 筆、1,601 m²を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書 19 ページの調査書にあるとおり農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 2 号整理番号 2 番について 2 班の班長さんより報告がありました。何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 2 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 2 号整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、議案第 3 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 3 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番の 1 件です。
整理番号 1 番は、中島の K さんが、中島の農地を農家住宅敷地拡張用地として転用するもので、面積は 291 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 3 号整理番号 1 番について 1 班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 3 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 3 号整理番号 1 番は許可と決定します。続きまして、議案第 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 7 番の 7 件です。
整理番号 1 番は、市内の法人が、森新田の農地を売買で取得し、露天資材置場及び工事車両置場用地として転用するもので、面積は 926 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。
整理番号 2 番は、市外の法人が、本郷の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 707 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。
整理番号 3 番は、市外の法人が、本郷の農地を売買で取得し、太陽光発

電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,524 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。しかし、下審査においては、本譲渡人が以前、平成 25 年に農地法 3 条により取得した農地に対する 5 条転用許可申請について検討（専門部会）がなされ、平成 28 年に転用許可をした経緯があります。前回と同様に保留とし、譲渡人及び代理人の意見聴取後、許可の可否について検討することで意見決定しました。

整理番号 4 番は、市内の法人が、矢場の農地を賃貸で借り受け、露天駐車場用地として転用するもので、面積は 508 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 5 番は、白石の K さんが、白石の農地を使用貸借で借り受け、分家住宅用地として転用するもので、面積は 499 m²、農地区分は第 1 種農地として判断されますが、藤岡農業振興地域整備計画の重要変更の同意を得ておりますので問題ありません。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 6 番は、市外の法人が、浄法寺の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,212 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 7 番は、市外の法人が、三波川の農地を賃貸で借り受け、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,193 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 4 号整理番号 1 番から 7 番について 1 班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 4 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 4 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 4 号整理番号 2 番

について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第4号整理番号2番は許可と決定します。次に整理番号3番については、1班の班長さんから説明がありましたように、保留にして申請者の意見を聞くということになりましたが、事務局より補足説明を願います。

事務局 下審査の中で多く出された意見は、平成25年に3条許可により農地として2筆取得されて、その後の平成28年に、そのうちの1筆を太陽光発電パネル設置用地として5条転用許可した経緯があります。その際も、今回の下審査と同じような議論がなされました。

この問題については、他の市町村もやはり対応に苦慮しているところと聞いております。例えば、転用を認める最低限の耕作期間についても県内の市町村の対応はバラバラのようです。

藤岡市でも、前回の議論の中で最低3年位はきちんと耕作していただきたいということで、3年経った後に5条許可を認めたという経緯があります。その際にも譲渡人側から事情聴取をしました。今回についても申請者である譲渡人及び代理人等から詳しい事情の説明を求めて、その説明を聞いた上での判断ということによろしいでしょうか。

議長 何かご意見がありましたらお願いします。

議長 1班の班長さん、どうぞ。

1班班長 1班の下審査においては、平成25年に本件の農地を取得したが、耕作することなく平成28年に5条申請が出されて保留にした経緯があります。その後、現在に至るまで耕作していたかどうかについては、はっきりわかりませんが、現地調査においても耕作していた形跡があまり見られなかったため、完全に否決という形ではなくて、一度事情を聴いてから判断したいということでまとまりました。

議長 特に申請理由の中で、高齢ということが記載されていましたが、高齢というのは農地を買ったときから既にわかっていたことであり、きちんと耕作していたという形跡が見られないので、保留審査会を開催して事情を聴きたいということです。

議長 浅見委員どうぞ。

浅見委員 この人は、現在は市外に住んでいるが、元々は市内の人ですか。

事務局 3条許可のときも現在と同じ市外在住です。

議長 他にご意見はありますか。
 (意見なし)

議長 他に意見もないようですので、整理番号3番については、保留にして意見を聴くことに賛成の方は挙手をお願いします。
 (挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第4号整理番号3番は保留とします。次に整理番号4番について、何かご意見がありましたらお願いします。
 (異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第4号整理番号4番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
 (挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第4号整理番号4番は許可と決定します。次に整理番号5番について、何かご意見がありましたらお願いします。
 (異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第4号整理番号5番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
 (挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第4号整理番号5番は許可と決定します。次に整理番号6番について、何かご意見がありましたらお願いします。
 (異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第4号整理番号6番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
 (挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第4号整理番号6番は許可と決定します。次に整理番号7番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 4 号整理番号 7 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 4 号整理番号 7 番は許可と決定します。続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 8 番から 15 番の 8 件です。

整理番号 8 番は、中栗須の S さんが、篠塚の農地を売買で取得し、指定集落内の専用住宅用地として転用するもので、面積は 487 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 9 番は、上落合の T さんが、上落合の農地を使用貸借で借り受け、分家住宅用地として転用するもので、面積は 500 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 10 番は、市外の A さんが、牛田の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,033 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 11 番は、市外の法人が、高山の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,216 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 12 番は、同じく市外の法人が、高山の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 634 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 13 番は、市外の法人が、高山の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 578 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 14 番は、市外の法人が、金井の農地を売買で取得し、鉄塔用地として転用するもので、面積は 77 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許

可相当と意見決定しました。

整理番号 15 番は、市外の T さんが、上日野の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,302 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

以上報告を終わります。

議長

議案第 4 号整理番号 8 番から 15 番について 2 班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号 8 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第 4 号整理番号 8 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 4 号整理番号 8 番は許可と決定します。次に整理番号 9 番について採決に入りますが、その前に農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により本議案に関する委員は、審議終了まで退席をお願いします。

(浅見委員退席)

議長

それでは、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第 4 号整理番号 9 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 4 号整理番号 9 番は許可と決定します。

(浅見委員着席)

議長

次に整理番号 10 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第 4 号整理番号 10 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 4 号整理番号 10 番は許可と決定します。次に整理番号 11 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 4 号整理番号 11 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 4 号整理番号 11 番は許可と決定します。次に整理番号 12 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 4 号整理番号 12 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 4 号整理番号 12 番は許可と決定します。次に整理番号 13 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 4 号整理番号 13 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 4 号整理番号 13 番は許可と決定します。次に整理番号 14 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 4 号整理番号 14 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 4 号整理番号 14 番は許可と決定しま

す。次に整理番号 15 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 4 号整理番号 15 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 4 号整理番号 15 番は許可と決定します。続きまして、議案第 5 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長 ただ今、議案第 5 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 5 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第 5 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画については原案のとおり決定します。続きまして、議案第 6 号農用地利用配分計画(案)について上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長 ただ今、議案第 6 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、議案第 6 号農用地利用配分計画(案)について、これを可とするすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第 6 号農用地利用配分計画(案)については、原案のとおり決定します。続きまして、議案第 7 号藤岡農業振興地

域整備計画（重要変更）に対する意見について上程します。農林課より担当者が参っておりますので説明をお願いします。

（農林課説明）

議長

ただ今、議案第7号について、農林課の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

（意見なし）

議長

特に、意見もないようですのでお諮りします。議案第7号藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見について、特に意見なしということではよろしいですか。

（異議なし）

議長

異議なしと認め、議案第7号藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見についてはそのように決定いたします。

（農林課退席）

議長

続きまして、報告第1号・2号を一括して上程します。事務局より説明願います。

（事務局説明）

議長

ただ今、報告第1号・2号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

（なし）

議長

特に、意見もないようですので、以上をもちまして、令和2年第1回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

（審議終了 16時51分）